

2017年9月20日発行(17-1号)

一般社団法人日本社会福祉学会

中国・四国地域ブロック会報

発行者: 中国・四国地域ブロック担当理事
杉山博昭(ノートルダム清心女子大学)

広報担当: 片岡信之(四国学院大学)
加川充浩(島根大学)

事務局: 新見公立大学・短期大学 山本浩史
岡山県新見市西方 1263 番地 2

ホームページ: http://www.jssw.jp/district/chu_sikoku.html

目次:

- I. 巻頭言 日本社会福祉学会中国・四国地域ブロック 2017 年度第 49 回大会を終えて
- II. 2016 年度(第 13 回)社会福祉学会フォーラム開催報告
- III. 2018 年春 中四国社会福祉研究論文集 刊行(予告)
- IV. 機関誌投稿原稿募集のお知らせ

I. 巻頭言 日本社会福祉学会中国・四国地域ブロック 2017 年度第 49 回大会を終えて

中国四国地域ブロック第 49 回大会は、広島国際大学・広島文教女子大学・広島文化学園大学の 3 大学の実行委員会のもと、2017 年 7 月 1 日(土) 10:00~16:30 広島国際大学・広島キャンパスにて開催されました。参加者は、合計 105 名(会員 49 名、非会員 24 名、4 大学の学生 27 名)でした。

大会テーマは「社会的孤立・生活困窮者に対する社会福祉からの支援」とし、中国四国地方における「貧困問題と地域福祉」に焦点を当てることにありました。全国的には 1990 年代半ばから社会経済変動により全てを無くした、最たる貧困であるホームレスの存在が社会問題になり、ホームレス支援は一部の社会福祉団体を除いて NPO・市民団体の領域から始まり、各種の社会資源開発を伴う個別支援が社会福祉政策・制度に影響を与え、ホームレス自立支援法(2003 年)、生活保護法の適用緩和(同年)、政府による相対的貧困の公的認識(2012 年)、生活困窮者自立支援法(2013 年)が制定されました。この生活困窮者自立支援制度は、都市の路上生活者だけでなく、郡部町村等などの地域社会にも存在する、路上に出る直前のワーキングプア、ネットカフェ難民、親の家にいるひきこもりの人など多くの生活不安定者、相対的貧困層を地域社会にて公私協働で支援し包摂する社会形成にあります。

因みに、中国・四国地域ブロックでの貧困問題の扱いは、2011 年第 43 回大会(高知県立

大学担当)において、「今日の貧困問題の多様化とソーシャルワーク」のテーマのもと、基調講演とシンポジウム(高知県立大学の学生・教員・市民による高知市のホームレス支援、愛媛大学の学生・教員による松山市の支援活動報告等)がありました。2012年度第44回大会(吉備国際大学担当)では、「家族のリスクと社会福祉」のテーマのもと、シンポジウム「地域における生活リスクへの対応ー生活困難者と家族の課題を中心に」では、岡山市の阪井ひとみ氏(NPO おかやま入居支援センター)の居住支援、生活再建支援等の報告がありました。また、中国四国地域は、上記以外のホームレス支援は、各県庁所在地にあり、広島、福山、呉(夜回りの会、社会福祉士会、反貧困ひろしま等)、徳島(NPO 猫の手)、下関駅放火事件(2006年)の刑余者の支援実践等があります。

午前中は、自由研究発表3分科会(13本の発表)、特定課題セッション「中国・四国地方の特定課題に関する社会福祉研究」(3本の発表)があり、それぞれ座長の運営の元、発表と討論があり、昼食時間に本ブロックの総会が行われました。

午後からは、基調講演「社会的孤立・生活困窮者に対する社会福祉からの支援ーホームレス支援の視点からー」を山田壮志郎氏(日本福祉大学)が学部生時代からの名古屋笹島診療所における支援活動およびリアリティのある研究成果をお話しいただきました。ホームレス者は、経済社会変動による仕事の喪失が収入の喪失、住居の喪失につながり、更に社会関係の喪失につながり、生活保護利用によって衣食住を確保しても、孤立感や計画的な金銭管理がうまくできない等の、日常生活・社会生活における困りごとは依然として存在し、居場所の基盤となる福祉コミュニティ・地域コミュニティへの所属を推進して社会関係の形成が必要である、と。

また、シンポジウムでは、①報告1「広島市における生活困窮者自立支援制度の運営状況」について、広島市健康福祉局地域福祉課長藤井伸朗氏から、広島市は同法の必須・任意事業すべてを市行政と民間団体、司法行政等との連携活動で行っている旨の報告がありました。②報告2「生活困窮者自立相談支援事業の展開によりホームレス支援の時代から何が変化したのか?今後の方向は?」について、総合相談事業等を受託運営している広島市社会福祉協議会福祉課長・社会福祉士の鈴川千賀子氏から、次のような報告がありました。この事業の相談者は、2003年以降の社会福祉士会、夜回りの会、反貧困ネットワークの生活相談等で出会ったことのないホームレス者や、ネットカフェで暮らしお金がなくなり1~7日間程度路上に出て総合相談に来た稼働年齢層(一時生活支援事業利用者の80%)、家族からの虐待で家を出てきた母子(一時生活支援事業利用者の15%)、家族から虐待を受けている障害者、刑余者などの、生活保護一歩手前の人たちを支援し社会的包摂を進めていること、基本的支援はまずは住宅確保(一時生活支援事業、母子支援施設利用等、衣食住の現物給付)、次いでそこから就労し貯蓄し一般住宅へステップアップします、という。③報告3「福祉コミュニティケアから漏れる障害・高齢等で社会復帰が困難な方に対する検察庁における社会福祉士の支援」として、広島地方検察庁刑事政策総合支援室社会福祉コーディネーター・社会福祉士の田中洋子氏から次のような報告がありました。現在、司法領域では、従来からの非行少年の支援に加えて、障害・高齢等の刑余者(軽犯罪)の地域生活の支援施策として、矯正施設出所後の地域定着支援を行う地域定着支援センターや刑務所の社会福祉士による「出口支援」、次いで検察庁での障害・高齢等の刑余者の地域定着に向けた個別支援計画の

調整による起訴猶予等による「入口支援」が進められており、ミクロレベルの利用者の個別支援を行おうと思うと、地域の障害・高齢関係の生活支援を担う社会福祉領域(福祉事務所、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、総合相談、一時生活支援事業等)のメゾレベルでの連携調整が必要であり、更に社会、自治体、国などのマクロレベルの制度政策の改善が必要です、という。また検察で支援している利用者は、社会福祉領域で把握されておらず、生活保護や就労等による生活支援の網の目から零れ落ちて空腹で万引き・無銭飲食をしている状況の認識が必要です、という。

支援対象の特徴は、経済的社会的政治的次元での社会的排除があり、経済的次元での経済困窮にとどまらず、社会的次元での社会的孤立(家族・知人の相互支援を望めない人、コミュニティの欠如)、政治的次元での自分で自分についての意見を言う機会が少ないという特徴があり、複雑化しています。中国四国地域は、人口減少、高齢化、少子化等による社会経済変動が深刻で町村部に関心が集中しますが、他方、どの地域にも存在するワーキングプアや親家族と同居する引きこもりの人等の社会的孤立・生活困窮者に対する社会福祉支援を考える必要があります。なお、この報告原稿の遅れの責任は岡崎にあります。

実行委員長 岡崎仁史(広島国際大学)

II. 2016年度(第13回)社会福祉学会フォーラム開催報告

日本社会福祉学会では、学会の活動の一つとして、「日本社会福祉学会フォーラム」を開催してきた。このフォーラムは、毎年ブロックでの持ち回りで、社会福祉に関する喫緊の課題を提示して、議論を深める企画である。2016年度は中国・四国の担当として開催した。これまで中国・四国では、前身である「政策・理論フォーラム」の第5回(2007年)が岡山で、2011年の第6回が広島で開催されている。今回は3月26日(日)に、岡山市のおかやま西川原プラザで行われた。

今回のテーマは、「児童福祉法改正で何が変わるかー社会福祉実践がすべきことー」である。2016年に児童福祉法が改正された。児童福祉法改正は、このところたびたびなされているが、2016年改正は、1997年改正以来の本格的な改正である。内容は会員におかれては周知であろうから、ここでは述べないが、現在の児童が直面する諸課題に対応するための積極的な改正である。

改正自体は大いに歓迎できるものではあるが、喜んではいられない。なぜ改正があったのか。それは改正前の法では対応しきれない、児童をとりまく厳しい現実があったためである。そして、問われなければならないのは、児童の厳しい現実に対して、教育、医療、司法などの領域での取り組みや、NPOなどの市民の動きは伝わってくるが、それらに比して社会福祉の取り組みはどうだったのかということである。

フォーラムでは、基調講演を明治学院大学学長の松原康雄先生にお願いした。松原先生は、厚生労働省社会保障審議会の、児童福祉関係の専門委員会の委員長として、法改正の最前線で尽力された方である。松原先生は、児童福祉法改正への議論のプロセスと、改正の主要な

内容、改正後の課題について、丁寧に説明された。

シンポジウムは、中国・四国にて実践にかかわっている3名の方に登壇をお願いした。八重樫牧子先生は、大阪・釜ヶ崎の無認可児童館「こどもの里」を軸にして、子どもをとりまく環境と、実践のあり方について提起された。富島喜揮先生は、スクールソーシャルワーカーとしての経験を中心にして、児童相談所が機能をしっかり発揮できていない現状などを批判しつつ、法改正をどう実践に生かすか、辛口な視点から議論された。中田憲悟先生は、非会員の方であり、また弁護士で社会福祉のやや外側からの視点で、それでいて専門職の役割の重要性を明らかにされた。3名の方の発言後はフロアからの質疑をもとに議論を進めた。

基調講演とシンポジウムを通じて、児童への社会福祉実践のあり方が、厳しく問われる一方で、各地での実践の蓄積が広がっていることも明らかになり、そうした実践を広げていくことで、状況を打開していく可能性も示された。

地方での開催、また諸般の事情で開催時期が年度末になったことから、参加者が少なくなるのではないかと、危ぶまれたが、約60名の事前申込が、北海道などかなりの遠方からもあった。当日参加やスタッフなども含めると、100名近い数になり、会場はおおむねいっぱいになる状況になった。

このフォーラムを単発の企画で終わらせるのではなく、成果を今後の社会福祉研究・実践・教育につなげていくことで、中国・四国の社会福祉の向上をはかっていきたい。

杉山博昭（ノートルダム清心女子大学）

Ⅲ. 2018年春 中四国社会福祉研究論文集 刊行(予告)

人口減少と少子高齢化、中山間問題に加え、東京一極集中とそれに伴う都市福祉課題の深刻化が予想されていることの反転として、地方においては地域創生が大きな課題となっています。この時期にあって、当中国・四国地域ブロックでは、中国・四国地方の福祉課題・福祉実践研究をまとめ、「中四国社会福祉研究論文集(仮)」を出版することとなりました。これによって、常日頃の地域に根ざした福祉課題研究の一層の深化を促進する契機とするとともに、社会福祉の展開状況についての地域特性を浮かびあがらせることが目的です。

執筆者の募集は、過去3回に開催された中国・四国地域ブロック大会、特定課題セッション（2017年広島、2016年山口、2015年愛媛）、あるいは中国・四国地域ブロック共同研究会（2016年岡山）における口頭発表を通じ、ピアレビューを受けたことを前提条件としています。2017年11月に初稿の原稿締め切りを行い、2018年3月に刊行予定です。

加登田恵子（山口県立大学）・黒宮亜希子（吉備国際大学）

IV. 機関誌投稿原稿募集のお知らせ

日本社会福祉学会中国・四国地域ブロック機関誌 「中国・四国社会福祉研究」第6号 投稿原稿募集

中国・四国地域ブロック機関誌（査読あり）の第6号を発行する運びとなりました。中国四国地方ならではの社会福祉の諸課題、社会福祉の実践活動を全国に発信してきたいと考えています。会員諸氏の積極的な投稿をお待ちしています。

投 稿 要 領 等

【執筆要領】 日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』の執筆要領に準じます。
・チェックリスト提出 ・図表含めて20,000字以内（A4 40字×40行 ワード作成）・3部提出 など
※投稿要領等の詳細は一般社団法人日本社会福祉学会HPの【投稿要領・執筆要領】のページをご覧ください。
<http://www.jssw.jp/journal/rules.html>

【原稿の種類】 「論文・実践報告・資料解題・調査報告」の中から選択して投稿可能です。

【原稿締切】 2017年11月27日(月)

積極的なご投稿をお待ちしております。

【原稿送付先】 〒799-2496 愛媛県松山市北条660 高杉公人研究室
中国・四国地域ブロック機関誌編集委員会 事務局宛

その他、ご不明な点は本機関誌編集委員会まで、お問い合わせ下さい。なるべくメールでお問い合わせください。

編集委員会事務局 原稿送付先と同様

Tel: 089-993-0702 (呼出)

e-mail: kimiruhito@catherine.ac.jp